

2012年11月29日

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 御中

野村アドバイザリーズ株式会社

2012年10月30日付の貴団体よりの申入書において、いわゆる通貨選択型投資信託の交付目論見書における「為替ヘッジ等」の記載の削除または他の表現への変更が求められました。

通貨選択型投資信託は、社団法人投資信託協会(以下「投資信託協会」といいます。)の自主規制規則である「交付目論見書の作成に関する規則」において、「投資者が選択できる複数の通貨コースにより構成され、組入資産による収益の他、当該コースの通貨による複数の収益(為替ヘッジプレミアム及び為替差益)を追求する投資信託」と定義され、当社ではこの「交付目論見書の作成に関する規則」及び「交付目論見書の作成に関する規則に関する細則」に従い、通貨選択型投資信託の交付目論見書を作成しております。

交付目論見書本文中の「為替ヘッジ」という文言は、投資家に選択していただいた通貨(「ヘッジ対象通貨」)から見た「為替ヘッジ」、すなわち、選択していただいた通貨から見て、異なる通貨で運用されている「投資対象資産」につき、選択していただいた通貨との間で、為替リスクを軽減させるために行う取引を意味しております。それ故、「為替ヘッジ」の言葉の使用に際しましては、日本円以外の選択通貨の場合に「為替ヘッジ」という言葉を単独で記載することなく、当該「為替ヘッジ」の「投資対象資産」、及び当該「為替ヘッジ」を行う「ヘッジ対象通貨」の両者を明示して記載しております。

したがいまして、当該記載が申入書にてご指摘されたいわゆる優良誤認には該当しないと考えておりますが、一方で、従前より投資信託協会におきましては、常によりわかりやすい開示ということが検討されています。通貨選択型投資信託の交付目論見書で使用されている「為替ヘッジ」という文言につきましても、例えば「為替取引」という文言に変更する旨の規則改正が、近く行われる方向(12月中旬にパブリックコメント募集予定)と仄聞しております。当社といましましては、この規則改正の動向も踏まえ、投資家の皆様に対するよりわかりやすい開示という観点から、順次変更を行って参りたいと考えております。何とぞ宜しくご理解いただきたく存じます。

以上